

「図書館建築の計画と設計について」

いくつかのまちの図書館づくりに参画して

寺田大塚小林計画同人代表 寺田芳朗

〈ノート・メモ〉

1. 「図書館とはなにか」ということを、はじめに確かめてみる。

※図書館はなぜ造られたのか。他方、個人は、なぜ学ぶのか、どう学び続けるのか。

① 図書館のめざすもの。

- ・背景にある教育基本法の読み方、社会教育政策としての矜持。
- ・「アメリカ社会に役立つ図書館の12箇条」

② 社会システム・社会インフラとしての図書館。

- ・ひとつの建築のことではない。サービスのしくみ。「成長する活動と場のしくみ」。
- ・「明日の田園都市」のハードが都市を語る時、電力ネットワークや図書館システムを例示。

③ 戦後の図書館政策の3原則、図書館の3要素。

- ・貸し出し利用/子ども奉仕/全域平等奉仕、の重視。
- ・本(資料・情報)/人(司書の専門性)/施設(機能性と成長性)。
- ・サービス指標：登録率、町民一人一年貸出密度、リクエスト総数、リファレンス総数、資料費、
- ・「図書館システム」への成長の視点と意志が欠けると図書館ではなくなる。

※図書館建築が、図書館の成長の足を引っ張ることが無いように造れるのか。

2. 図書館システムのネットワークセンターとしての公共図書館の建築計画

① 建築計画の前の、大切な政策のプログラムを知る。

- ・設計の前に、「図書館基本構想や図書館基本計画」というプログラムがある。
- ・プログラムを読むこと、要望を聞き目標を想像することの大切。

② 事例「多良見町立図書館基本計画」を見る。

- ・人口17300人のまちの図書館基本計画は、町民達の手で書かれている。
- ・その後段で、図書館建築に求める条件が書かれ、設計競技が起こされる。

3. まちの図書館づくりの事例から、図書館建築を想像する。

① プロポーザル(コンペ)で提案したこと。

- ・提案すべきことを確かめて、プレゼンテーション。設計はコミュニケーションの形。

② たらみ町立図書館の計画と設計。

- ・竣工後の自主製作パンフレットで、ゾーニングや諸室をお示しします。

③ 「活動と場のしつらえ」について。

- ・3340㎡のしつらえ。スライドショーで、建築と利用の様子をお示しします。

4. ご質問をうけて、お話をしたいと思います。

プロフィール：
 1978年横浜国立大学工学部卒、都市設計・建築意匠専攻。
 理科大学在学中に放送文化研究会に建築設計部の業務を担う。
 和設計事務所・山手総合計画研究所在籍中に設計・監理を
 担当した図書館は、神奈川県大磯町立、福岡県河内町立、
 佐賀県伊万里市立、沖縄県名護市立、滋賀県愛知川町立、
 同人設立後は、埼玉県小川町立、千葉県香津市立が随分。
 2004長崎県たから島図書館開館。2009福岡県相馬市図書館。
 いずれもプロポーザルの主任設計者として認定され称誉。
 ※ ホームページで作品写真を公開。 URLhttp://www.geocities.jp/tokdojn

掲載誌・出版資料として
 「建築設計資料 7 図書館」 建築資料研究社
 「現代建築集成 図書館」 メイセイ出版
 「S D 別冊1」 本と人のための空間」 鹿島出版
 「建築」+1997「図書館が街を変える」建築)トピア
 「見て聞いて撮ったアメリカの図書館」TRC
 「白夜の島の図書館」パート1、3) 97 刊出版
 「町田町立図書館の3000日」 リブリオ出版
 「図書館づくり運動実践記」 緑風出版
 「建築設計資料集 建築情報」 日本建築学会
 「浦安図書館を支える人びと」日本図書館協会

0、初めに：自治体は「図書館」を持たなければいけないのだろうか。図書館法にも社会教育法にも書かれていない。68年前に、先達たちは、どんな大切を想って、図書館の法を開いたのだろう。

教育基本法

公布 1947 (昭和22)年3月31日
施行 1947 (昭和22)年3月31日

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

※理念法
※社会にとっての目的、個人の目的
※公共性の出自

第1条【教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条【教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条【教育の機会均等】

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第7条【社会教育】

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適當な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)
最終改正：平成十一年一月二日法律第一六〇号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条

この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

- 2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。